

御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に係る
公募型プロポーザル質問回答書

令和6年8月30日

参加業者 各位

御殿場市長 勝又 正美

御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に関する質問について、
下記のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	導入業務委託仕様書の業務内容(3)について、契約後指定される2課16帳票の初期制作費及び設定費をお見積もりに含む解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりで差し支えありません。
2	導入業務委託仕様書「第1章 業務概要」P1「3 業務の期間」について →PC やプリンタ等について、10月に発注を行い12月にシステムを含めたご納品となると、物品調達に時間を要し構築期間内に稼働ができないおそれがあります。構築期間についてご相談（年度内に稼働など）させていただくことは可能でしょうか。	本業務の応募にあつては、既に提示した日程に基づいた導入計画としてください。 ただし、今後、天災や経済状況の変化等により、これによりがたいときは、別途協議によることとなります。
3	導入業務委託仕様書「第2章 基本要件」P2「2 操作性」について →「第1章 業務概要」の「5 システム導入基本方針」(3)において、在留カードと併用した運用を妨げるものではない、とありますが、本該当箇所において在留カードの利用が必須のようにお見受けします。在留カードが必須の要件となるのか、運用上混乱を招く恐れがあるなど業務効率の観点から提案から除外しても差し支えないのか、ご教示ください。	来庁者が持参する本人確認書類（在留カードを含む。）のいずれかの券面情報から各種申請書の作成が行えることを原則としておりますが、本人確認書類として掲げるものの全てを取り扱うことができることを必須要件とするものではありません。 また、提案を通じてあらかじめ対応を除外する本人確認書類の種類や、その事由等を提示いただいても差し支えありません。
4	導入業務委託仕様書「第2章 基本要件」P3「4 マイナンバーカード等の券面情報の読取り」(3)について →顔認証システムは本調達外として、貴庁にてご準備される想定でよろしいでしょうか。	貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、システムの標準的機能として顔認証機能等を備えているものにあつては、これらを除去すること等を求めるものではありません。

※No.の数字は通番を表す。